

第 16 章 小児慢性特定疾病福祉

1 小児慢性特定疾病とは

以下の要件の全てを満たすもののうちから、厚生労働大臣が定めるものをいいます。

- (1) 慢性に経過する疾病であること
- (2) 生命を長期に脅かす疾病であること
- (3) 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- (4) 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

2 医療費の助成

小児慢性特定疾病医療費助成制度により支給認定を受けた方には、医療費の一部が助成されます。詳しくは、下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ・申請窓口…………… 山口県周南健康福祉センター（精神・難病班 ☎ 0834-33-6423）

3 日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童に対し、日常での生活を容易にするため、別表の日常生活用具の給付を行います。

- (1) 対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、給付要件を満たす方
- (2) 費用徴収 小児慢性特定疾病児童が属する世帯の前年の所得税額等に応じて費用徴収があります。
- (3) 相談窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

別表

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器等)	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害がある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。